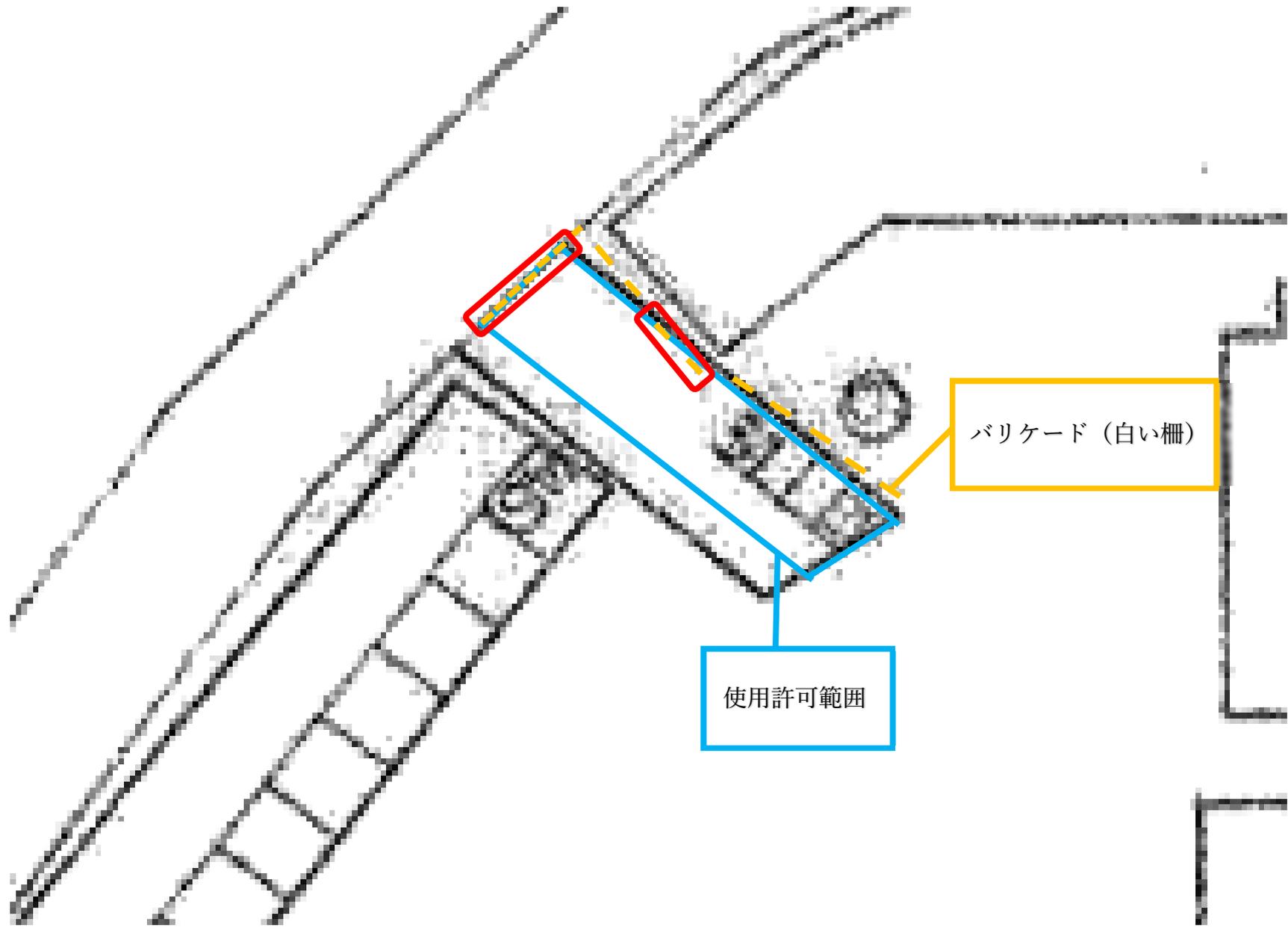


「市営住宅駐車場における月極駐車場及び時間貸駐車場等運営事業者募集案内書（令和6年度）」に関する質疑への回答

NO	ページ	項目	質疑内容	回答
1	P 6	9(2)	"一部にカーシェアリングを設置することは可能"とありますが、例えば A 光星団地の①or②のどちらかがカーシェアリングのみとなっても問題ないでしょうか？	カーシェアリングの設置は、一つの独立した駐車場につき、駐車区画総数の半数未満であれば可能です。物件区分 A（光星団地 1 号棟）①及び②は、それぞれ独立した駐車場を運営していただきますので、カーシェアリングのみの駐車場を作ることはできません。
2	P 8	9(10)エ 9(10)オ	看板等の設置物に関して、B ひばりが丘 w 団地駐車場の使用許可区画には芝生の部分がありますが、そこも看板等の設置は可能でしょうか？	芝生部分に看板等を設置することは原則可能ですが、設置物によっては、承認ができない場合もありますのでご了承ください。
3	P 8	9(10)エ 9(10)オ	看板等の設置物に関して、B ひばりが丘 w 団地駐車場は 駐車場への導線整理のために団地内の別の場所に誘導用の看板等を設置することは可能でしょうか？（西側交差点付近など）	看板等の設置物については、使用許可範囲内でのみ設置可能です。
4	P 16		使用許可物件右側の自転車置き場との間の道を車の通行するエリアとして使用してよいのか	使用許可物件は、その範囲を明確にするため、原則出入口以外を単管柵等で囲っていただきます。物件区分 A（光星団地 1 号棟）①と団地側にある自転車置き場との間の道は使用許可範囲外であり、その境目は単管柵で区切ることから、車の通行するエリアとしては使用できません。
5	P 16		既存で設置しているバリケードは市の方で撤去頂けるものなのか	物件区分 A（光星団地 1 号棟）①の使用許可範囲内にあるバリケード（白い柵）については、使用許可開始日までに札幌市にて撤去します。 具体的に撤去を行うバリケードは別紙にて赤枠で囲っている 8 つです。別紙は簡易的な図のため、正確な位置関係については現地等でご確認ください。

別紙



バリケード (白い柵)

使用許可範囲